

令和6年5月29日

共 産 党

「こども誰でも通園制度」の導入中止を求める
意見書（案）

政府は、令和8年度から「こども誰でも通園制度」の導入を目指し、自治体でのモデル実施を開始した。

こども誰でも通園制度は、生後6カ月から2歳までの未就園児を対象に、親の就労要件を問わず、月一定時間までの利用枠の中で、時間単位で柔軟に利用できるという制度である。利用は事業者との直接契約で、預ける園・曜日・時間を決めて定期的に利用する方式（1日5時間で月2回、1日2時間で週1回など）だけでなく、スマートフォンのアプリで空き状況を見てその都度、空いている園・時間に直接申し込む方式が検討されている。

政府は、「できるだけ利便性を高めたシステム」にするとしているが、保育の質、特に安全性について問題視されている。事業所の認可基準が緩く、必要な保育従事者のうち保育士は半分でよいとされ、事前の面談なしに保育士資格のない人が乳幼児の保育にあたるということが起こり得る。岸田首相自身も、国会答弁のなかで「通常保育と比べ、一定程度、困難や負担がある」と認めている。

保育現場における事故は減少しておらず、子どもが短時間、日替わりで利用するとなれば現場の負担はさらに増えることになる。アレルギーや発達状況など必要な情報が把握されず命にかかわる事故が起きかねない。

よって、板橋区議会は、政府に対し、こども誰でも通園制度の導入を中止するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

年 月 日

東京都板橋区議会議長名

